

令和8年8月19日

測量・調査・設計業務成績評定要領の主な改正内容

三重県電子申請・届出システムの活用を促進し、事務負担の軽減及び利便性の向上を図るため、下記の条項及び様式を変更する。

※ 別記1の採点基準(土木)及び採点表(土木)、並びに別記2の採点基準(建築)及び採点表(建築)の改正はありません。

記

1 条項 第10(設計業務等成績調書等の送付依頼)

当該設計業務等の受注者が設計業務等成績調書等の送付を依頼するときは、三重県電子申請・届出システムにより行うことを明記する。

併せて、三重県電子申請・届出システムを利用できないときは、第3号様式(第10関係)による送付依頼を行うよう、第3項を追加する。

2 第2号様式(第8関係)

設計業務等成績認定書について、当該設計業務等の受注者が設計業務等成績調書等の送付を依頼するときは、三重県電子申請・届出システムにより行うことを明記する。

3 その他

通知文には添付していませんが、要領第5に定める別記1及び別記2の改正はありません。

以上